

「(仮称)岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要」へのご意見募集(パブリックコメント)の結果について

## 1 募集期間

平成26年7月14日(月)～平成26年8月13日(水)

## 2 閲覧場所

- (1) 岡山市ホームページ
- (2) 市役所本庁(こども企画総務課〈9階〉、情報公開室〈2階〉)、各区役所、各支所、各地域センター、各福祉事務所

## 3 提出方法

電子メール・ファクシミリ・郵送・持参又は市ホームページの「入力フォーム」

## 4 提出先

岡山市岡山っ子育成局こども企画総務課

## 5 ご意見募集結果

- (1) 提出者数：15人

提出方法別提出者数

電子メール	1	人
ファクシミリ	2	人
郵送	0	人
持参	1	人
入力フォーム	11	人
計	15	人

- (2) ご意見数：37件(本条例案の内容に関するご意見でないものを除く。)

	ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
	1 全般的な事項		
1	すべての項目に独自基準を設けるべきではないか。	1	本市の各クラブの実情を勘案し、最低基準を定めようとしており、一部の基準においては独自基準としているものです。
2	施設及び職員配置に市が責任を持って、また各クラブで保育の質が保障されるようにすべきではないか。	3	放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての条例上の基準が設けられることにより、全体的な質の底上げが図られるものと考えています。
3	全児童対策（放課後子ども教室）と放課後健全育成事業を混合すべきでない。	3	この度の基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を定めようとするものです。
4	岡山市として、放課後児童健全育成事業に対して財政保障をすべきではないか。	2	財政上の保障については、本基準で定めるのは適当ではないと考えますが、予算上の措置として、放課後児童健全育成事業者に運営費の補助などの措置を講じております。
5	岡山市が定める設置運営基準の趣旨を明記すべきではないか。	1	放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての趣旨を明記することとしております。
6	放課後児童健全育成事業の対象児童、支援の目的を明記すべきではないか。	1	児童福祉法第6条の3第2項により、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と定義されており、同法の規定により本基準が定められるものであり、改めて本基準を定めておりません。
7	障害の有無によっても差別的取り扱いをしてはならないことを明記すべきではないか。	2	利用者を平等に扱う原則により、国籍、信条又は社会的身分によって差別的取り扱いをしてはならないとしており、これに障害の有無も含まれると考えます。
8	障害の有無によって入所できないということがないようにすべきではないか。	2	入所については事業主体である各事業所で決定されることとなりますが、市としても障害の有無によって差別的な取り扱いがないよう指導していきます。
9	環境に配慮した設置基準、人員配置を明確に定めるべきではないか。	1	一般原則において、構造設備について、採光・換気等、利用者の保健衛生に十分考慮を払うよう定めております。また、人員配置において、支援の単位ごとに2人以上と定めております。
10	学童を必要とするすべての子どもが学童保育に入所できるようにすべき。	1	本市において、地域や各クラブの実情により、地域での運営委員会で運営を行っております。放課後児童クラブで子どもが安心して安全に過ごせるように、設備と運営の基準を定め、施設整備についても計画的に進めてまいります。
11	条例については、誰が見ても分かるように資料を公開し、市民から広く意見を集めるべきではないか。	1	国の基準を基に条例を定めることとしており、市民から広く意見を求めるため、パブリックコメントを行いました。

	ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
<b>2 設備関係</b>			
12	専用区画の面積は、小学児童の実態に踏まえた面積とすべきではないか。	1	本市の既存の各クラブの実情を勘案し、児童1人当たりおおむね1.65平方メートルとすることが適当とし、基準を定めようとするものです。既存施設においては、当分の間経過措置を設けております。
13	静養室を設けるべきではないか。	2	静養室につきましては、専用区画の中に、静養するための機能を備えることとしています。
14	場所についての注意事項として、「放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払ってもうけられなければならない。」を記載すべきではないか。	1	国の基準をもとに条例を定めることとしており、本基準において、ご指摘の内容の条文を規定しています。
15	様々な設備等について、子供の安全を守るために配慮をすべきではないか。	1	一般原則において、放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けるように定めております。また、設備の基準において衛生及び安全が確保されたものとして定めて参ります。
16	専用区間の面積は、子ども1人につき1.98平方メートル以上、設備等を置いた状態で子ども1人につき1.65平方メートル以上を確保し、できない場合は施設の増設をすべきではないか。	1	既存のクラブの実情から、1人当たりおおむね1.65平方メートル以上とすることが適当であるとし、既存施設においては当分の間の経過措置を盛り込みます。
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設はバリアフリーにすべきではないか。</li> <li>・着替え場所などパーソナルスペースを設けるべきではないか。</li> <li>・静養室をはじめとする、児童の遊びと生活に必要な設備を具体的に挙げ、岡山市として設置のための方針を示すべきではないか。</li> </ul>	2	設備の基準として、設備の具体までは示しておりませんが、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備えることとしています。
<b>3 運営関係</b>			
18	サービスの評価後はどうするのか。	1	事業者は、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させなければならないとしており、サービスの向上に努めていただくこととなります。
19	サービスの評価後の経過・結果について、期限を定めて岡山市へ報告・確認をすべきではないか。	1	児童福祉法に基づき、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求めたり、関係者への質問、事案を行う場所への立入り設備、帳簿書類等の検査をすることができるようになりました。
20	避難訓練は学校が行う回数と合わせたらどうか。	1	非常災害時における児童保護の観点から、定期的な訓練が必要であると考えており、年3回以上といたします。

	ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
21	避難訓練は学校よりも多い回数が必要か。	1	非常災害時における児童保護の観点から、定期的な訓練に必要であると考えており、年3回以上といたします。
22	施設及び職員の配置について、岡山市が全面的に責任を持つべきではないか。	1	既存の各地域における運営委員会で行っている施設については、今後計画的に拡充を図ります。支援員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者としております。
23	児童クラブの主体である、児童及び保護者の意見を尊重すべきではないか。	1	児童及び保護者の意見等を尊重するため、多様な評価が行えるようにいたしました。
24	今後、受益者負担を行うなど、保護者に負担をかけるべきではない。	1	一定の受益者負担は必要と考えております。事業者は、重要事項について運営規定を定めることとなり、事業所において支援の提供について利用者の保護者が支払うべき額も定めることとなります。
25	一方的な運営ではなく、民主的かつ自主性を尊重した運営を行うべきではないか。	1	運営については、各クラブが地域の実情に基づき、基準に沿って行われることとなります。
26	開設時間については、準備等の時間を考慮し、原則午前10時半から午後6時半、学校休業日は午前8時から午後6時半とすべきではないか。	1	放課後児童健全育成事業が主に「放課後」に実施する事業等であることを踏まえ、各クラブの実情において定められるべきものであり、本基準で設けることは適当ではないと考えます。
27	保育時間については、原則下校時から午後5時半まで、学校休業日は午前8時から午後5時半とすべきではないか。	1	放課後児童健全育成事業が主に「放課後」に実施する事業等であることを踏まえ、各クラブの実情において定められるべきものであり、本基準に設けることは適当ではないと考えます。
28	日数については、学校授業日及び長期休暇（日曜祝日年末年始は除く）で250日以上開設すべきではないか。	1	基準の中で、1年につき原則250日以上と定めることとしております。
29	地域の実情に合わせて、土曜・お盆の時期にも開設すべきではないか。	1	各クラブや地域の実情に合わせて各事業所により運営を行っていただくものであり、基準に定めてはおりません。
30	岡山市は、行政、保護者、事業者、指導員等による定期的な協議の場を設ける体制づくりをすべきではないか。	1	基準では行政、保護者、事業者、指導員等による定期的な協議の場を設ける体制づくり等は定めておりませんが、地域や保護者等の意見等を聴くよう努めてまいります。
31	運営委員会の負担が大きいのではないか。	1	運営委員会は放課後児童健全育成事業者の一つであり、今後、児童クラブ連合会とも協議をしながら、負担軽減について検討してまいります。
	合計	37	

	ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
32	一学区一運営委員会の例外も認めるべきではないか。	4	ご意見募集の対象以外のご意見などにつきましては、回答はいたしません。お寄せいただいたご意見に関しましては、今後の参考とさせていただきます。
33	窓口を事業者と岡山市に設けるべきではないか。	1	
34	岡山市は相談窓口を設け、解決までのサポートをすべきではないか。	1	
35	事業者は、市から指導等を受けた場合に必要な改善を行い、その結果について期限を定めて岡山市に報告しなければならない”とすべきではないか。	1	
36	災害発生対応マニュアルを作成すべきではないか。	1	
37	職員は、災害発生時に児童を誘導するなどの訓練を受けるべきではないか。	1	
38	交通安全・不審者対応について、児童を対象とした出前講座を開くべきではないか。	1	
39	不審者等の防犯対策についても定める事項が必要ではないか。	1	
40	保育士の資格がなくても支援員としてはどうか。	1	
41	職員の勤務体制を含めた身分保障・待遇保障をすべきではないか。	4	
42	指導員が労働者として認められるようにすべきではないか。	1	
43	障害児の対応について知識・経験のある支援員配置をすべきではないか。	1	
44	支援員の資格者を増やすべきではないか。	2	

	ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
45	児童福祉事業の理論及び実際について、訓練を受けるための研修の保障をすべきではないか。	1	ご意見募集の対象以外のご意見などにつきましては、回答はいたしません。お寄せいただいたご意見に関しましては、今後の参考とさせていただきます。
46	資質向上のための研修の機会を保障すべきではないか。	1	
47	職員は打ち合わせ等の時間も含めて複数体制にすべきではないか。	1	
48	支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすべきではないか。	1	
49	事業と基準の目的を明記すべきではないか。	1	
50	条例(案)の“最低基準の向上”の欄に、「岡山市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」を追記すべきではないか。	1	
51	条例(案)の“最低基準と放課後児童健全育成事業者”の欄に、「事業者は最低基準を理由に、その設備及び運営を低下させないこと。」を追記すべきではないか。	1	
52	条例案が具体性に欠けている。	2	
53	現代の現状を踏まえた条例を制定すべきではないか。	1	
54	大学等との連携などを考えて条例を作るべきではないか。	1	
55	実績のある民間学童保育も、補助金交付の対象とすべきではないか。	2	
56	民間学童保育に家賃補助をすべきではないか。	2	
57	入所児童数は、年度当初を基準とし、年度途中で児童数が減っても予め決められた補助金額を払っているのか。	1	

	ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
58	毎月の利用児童数を報告させ、それに応じた補助金支払をしてはどうか。	1	ご意見募集の対象以外のご意見などにつきましては、回答はいたしません。お寄せいただいたご意見に関しましては、今後の参考とさせていただきます。
59	人数が減るほど運営が楽になるため、それが発達障害などの手のかかる児童を辞めさせる傾向に繋がらないか。	1	
60	現在の学童が本当にニーズに合っているか、入所出来なかった方々を含めた形で確認すべきではないか。	1	
61	狭い場所に少ない職員配置の現状を改善すべきではないか。	1	
合計		40	